

<法人の納税証明書を申請する場合>

納税証明書交付申請の際は、窓口で申請する方の本人確認を行いますので、下記の本人確認書類を持参ください。
郵送で申請される場合は、本人確認書類の写しを同封してください。
また、代理人が申請する場合には委任状が必要です。表面の委任状欄か、別葉の委任状を提出願います。

【本人確認書類】

1枚の提示で足りるもの	2枚の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・ 個人番号カード・ 運転免許証・ 住民基本台帳カード（顔写真付き）・ 旅券（パスポート）・ 海技免状・ 小型船舶操縦免許証・ 電気工事士免状・ 宅地建物取引士証・ 教習資格認定証・ 船員手帳・ 戦傷病者手帳・ 身体障害者手帳・ 療育手帳・ 在留カード又は特別永住者証明書・ 国又は地方公共団体が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）※1	<ul style="list-style-type: none">・ 住民基本台帳カード（顔写真なし）・ 国民健康保険，健康保険，船員保険又は介護保険の被保険者証・ 共済組合員証・ 国民年金手帳・ 国民年金，厚生年金保険又は船員保険の年金証書・ 共済年金又は恩給の証書・ 上記に掲げる書類を除く，国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）※2・ 学生証，法人が発行した身分証明書（顔写真付き）※2

注) 1 「※」の本人確認書類は、氏名及び生年月日又は住所が記載されたものに限りません。
2 「※2」の本人確認書類を2種類以上提示いただいても本人確認はできません。

令和5年7月から 一般用納税証明書申請手続きを変更しました。

令和5年7月
宮城県

納税証明書は、皆さまの大切な情報を証明するものです。窓口で手続きする方の確認を厳格に行わせていただきますので、ご協力をお願いします。

【窓口で申請する場合】

1 納税義務者等が[個人]のとき

(1) 本人が申請する場合

「本人確認書類」により、本人（納税義務者）であることの確認を行います。

(2) 代理人が申請する場合

納税義務者からの「委任状」が必要です。

※ 委任状は納税義務者が作成してください。

※ パソコン等で作成した委任状については、納税義務者に作成の事実を電話等で確認する場合があります。

※ ご家族が申請する場合にも委任状が必要です。

「本人確認書類」により、代理人（窓口で申請する方）の本人確認を行います。

2 納税義務者等が[法人]のとき

(1) 代表者が申請する場合

「本人確認書類」により、代表者本人であることの確認を行います。

申請書の代理人欄へ代表者の住所及び氏名の記入をお願いします。

※宮城県の県税事務所に法人県民税等の申告をしていない法人や代表者が変更された法人の納税証明書を申請する際は、代表者の確認を行うため登記事項証明書等の提示をお願いすることがあります。

(2) 代理人が申請する場合

法人（納税義務者）の代表者からの「委任状」が必要です。

※ 委任状は法人の代表者が作成してください。

※ パソコン等で作成した委任状については、納税義務者に作成の事実を電話等で確認する場合があります。

※ 社員の方や関与税理士等の方が申請する場合にも委任状が必要です。

「本人確認書類」により、代理人（窓口で申請する方）の本人確認を行います。

3 手数料

証明事項1件につき400円（現金を持参ください。）

※ 証明する年度や税目数により手数料が異なりますので、不明な場合は県税事務所に確認してください。

4 その他

申請日直前に納税された方は、領収証書（原本）をご持参ください。

※ 県で納付を確認できるまで時間を要する場合があります。納付を確認できない場合、納税証明書を交付することができませんので、ご協力をお願いします。

【郵送で申請する場合】

- 1 必要事項を記載した納税証明書交付申請書
- 2 手数料 証明事項1件につき400円
 - ※ ゆうちょ銀行で発行した定額小為替を同封してください。
 - ※ 手数料が不明な場合は、郵送前に県税事務所に確認してください。
- 3 返信用封筒 返信先を明記し、切手を添付したもの
- 4 申請日直前に納税された方は領収証書（原本） ※納税証明書と併せて返却します。
- 5 本人確認書類・委任状
 - (1) 納税義務者等が【個人】の場合
 - ① 本人が申請する場合
本人の本人確認書類（写し）
 - ② 代理人が申請する場合
納税義務者からの「委任状」（原本）
代理人の本人確認書類（写し）
 - (2) 納税義務者等が【法人】の場合
 - ① 代表者が申請する場合
代表者の本人確認書類（写し）
 - ② 代理人が申請する場合
法人（納税義務者）からの「委任状」（原本）
代理人の本人確認書類（写し）

注）納税証明書の郵送は、原則として納税義務者又は代理人の住所（所在地）以外には送付できません。

【本人確認書類】

1枚の提示で足りるもの	2枚の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 住民基本台帳カード（顔写真付き） ・ 旅券（パスポート） ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 電気工事士免状 ・ 宅地建物取引士証 ・ 教習資格認定証 ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書 ・ 国又は地方公共団体が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳カード（顔写真なし） ・ 国民健康保険，健康保険，船員保険又は介護保険の被保険者証 ・ 共済組合員証 ・ 国民年金手帳 ・ 国民年金，厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・ 共済年金又は恩給の証書 ・ 上記に掲げる書類を除く，国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）※2 ・ 学生証，法人が発行した身分証明書（顔写真付き）※2

- 注） 1 「※」の本人確認書類は、氏名及び生年月日又は住所が記載されたものに限りません。
 2 「※2」の本人確認書類を2種類以上提示いただいても本人確認はできません。